

駆けつけ警護付与へ

南スーダンPKO 15日に閣議決定

政府は、南スーダンの国連平和維持活動（PKO）の派遣部隊に安全保障関連法に基づく新任務「駆けつけ警護」などを付与する方針を固めた。今月15日に閣議決定する考えを、複数の与党幹部に伝えた。昨年9月の同法成立後、海外での自衛隊任務が拡大する初めてのケースとなる。

▼13面=やまね略奪
駆けつけ警護は、離れた場所で武装勢力などに襲われた国連やNGOの要員ら

を武器を持つて助けに行く

任務。政府は、20日から現地に出発する次期派遣部隊の陸上自衛隊第9師団（青森市）を中心とした部隊に付与できるか検討してきた。

判断には現地の治安情勢と派遣部隊の訓練状況を重視。一方、付与した場合は自衛隊の活動範囲を首都ジュバ周辺に限定するとともに、運用方針案を作成。「施設部隊の自衛隊が他国軍を駆けつけ警護することは想定されない」とあるなど、リ

スク低減策も盛り込んだ。

次期派遣部隊は10月に実動訓練を終了。今月1日に南スーダンでキール大統領らと会談した柴山昌彦補佐官（国家安全保障担当）の視察を受け、政府は2日、「ジュバ市内は比較的落ち着いている」との報告概要をまとめた。こうした状況を踏まえ、政府は付与は可能だと最終判断。国家安全保障會議や与党内の了承手続きを経て、15日に閣議決定するとしている。